



平成 23 年 3 月 15 日

各 位

会社名 日本海洋掘削株式会社
代表者名 代表取締役社長 村田 稔
(コード番号: 1606 東証第一部)
問合せ先 経営企画室担当室長 谷内正彦
(TEL. 03-5847-5862)

海洋掘削リグの新規建造に関するお知らせ

当社は、成長戦略の一つに掲げるリグフリート増強対策の一環として、新たに海洋掘削リグを建造するとの方針に基づき、3月15日を最終期日として、造船所とその仕様等について協議して参りましたが結果、今般その詳細について合意に至りましたので、本日付で機関決定し、Keppel FELS Limited (注) と建造契約を締結いたしました。

建造予定のリグ(仮称「HAKURYU-11」)は、業界最新の仕様及び設備を備えたプレミアムクラスのジャッキアップ(甲板昇降)型で、平成25年3月末の完成を目指すこととします。

当社にとって平成20年6月に完成・引き渡しを受けた「HAKURYU-10」以来の新規建造であり、最新鋭のリグを投入することで、当社の事業基盤の強化を図り、内外の石油開発会社の幅広い需要に応えることにより、さらなる成長を目指して参りたいと考えております。

新リグ建造工事の概要は以下の通りです。

- | | |
|-------------|--|
| 1. 建造発注者 | : 当社 |
| 2. 建造発注先 | : Keppel FELS Limited |
| 3. 建造実施場所 | : シンガポール Keppel FELS Limited 造船所 |
| 4. 新リグの仕様 | : 最大稼働水深…425 フィート(130m)
最大掘削深度…35,000 フィート(10,668m)
最大居住区収容人員…150名
最大吊り荷重…2,000kips(907トン)
BOP 最大使用圧力…15,000psi
マッドポンプ…2,200hp×3基 |
| 5. 建造費用 | : 約2億1千万米ドル |
| 6. 完成引渡し予定日 | : 平成25年3月末 |
| 7. 決済方法 | : 当社自己資金および金融機関からの借入金により分割にて決済 |

本件が当期連結業績に与える影響は軽微であります。なお、来期以降の当社連結業績に与える影響につきましては、判明次第開示いたします

(注) Keppel FELS Limited はシンガポールを拠点とする持株会社 Keppel Corporation Limited 全額出資の Keppel Offshore & Marine Ltd (Keppel O&M)の海洋部門を担当する傘下企業です。Keppel O&M の概要は以下の通りです。

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| ① 所在地 | : シンガポール |
| ② 従業員 | : 約27,000名 |
| ③ 当社との関係(資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者への該当状況) | : 該当事項なし |

【本開示資料ご利用にあたっての留意点】

本発表資料に記載されている当社の現在の計画、見通し、戦略、確信などのうち、歴史的事実でないものは、将来の業績に関する見通しであり、種々のリスク、不確実性および前提・仮定を内包しております。将来の業績に関する見通しは、将来の営業活動や業績、出来事・状況に関する説明における「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「予測」、「予想」、「可能性」やその類義語を用いたものには限定されません。

これらの情報は、発表時点で入手可能な情報から得られた当社経営者の判断に基づいております。実際の業績は、これらのリスクや不確実性が顕在化しあるいは現実が前提・仮定と異なった場合、これら業績見通しと大きく異なる結果となりうるため、これら業績見通しのみで全面的に依拠することは控えられますようお願いいたします。

また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、常に当社が将来の見通しを見直すとは限りません。

実際の業績に影響を与えうるリスクや不確実な要素には、以下のようなものが含まれます。

- (1) 当社の事業領域を取り巻く環境、特に原油・天然ガス価格の動向、国営あるいは民間の石油開発会社による探鉱開発活動の動向ならびに同業者間の競争やリグの需給関係
- (2) 客先による工事発注のキャンセルや工事契約の早期解約
- (3) 事故、災害、不可抗力等による作業の中断や工事契約の早期終了
- (4) 造船所でのリグ設備の保全・増強工事等の工期遅延や工事費用の増加
- (5) 海外での事業展開に伴う現地での政治的・経済的要因、戦争・暴動・テロ等の社会的混乱、その他のカントリーリスクによる不利な影響
- (6) 為替レートや金利の変動
- (7) 公的規制の改訂、変更等および訴訟等の法的手続の結果

以上